

平成30年度潜在的創業者掘り起こし事業
公募要領

平成30年2月
中小企業庁

平成30年度潜在的創業者掘り起こし事業公募要領

「平成30年度潜在的創業者掘り起こし事業」を実施するに当たり、その事務処理等を行う機関（以下「管理事務局」という）を、以下の要領で募集する。

なお、本公募は、平成30年度政府予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容、予算額等の変更が有りうる。

I. 潜在的創業者掘り起こし事業について

1. 目的

中小企業・小規模事業者は、地域の経済や雇用を担う重要な存在である一方、その数は年々減少傾向にある。こうした中、平成25年6月に取りまとめられた「日本再興戦略」において、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率を米国・英国レベルの10%台に向上させるという目標が掲げられた。

そこで、平成26年度から、地域における創業者数の増加、ひいては上記目標を達成することを目的に、創業希望者に対し、創業に必要な財務・税務等の基本的知識の習得やビジネスプランの作成支援を行う支援事業を全国で開催するべく、3年間にわたり創業スクール事業（地域創業促進支援事業）を実施した。平成29年度からは、従来の委託事業に代わり一定水準の創業スクールを認定する制度を創設し、引き続き創業に必要な知識の習得を支援している。

本事業等によって、創業希望者を創業に導くプロセスに注力することで、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体は1,379先になり、開業率も5.6%（平成28年度実績）となるなど一定の成果を残している。

今後、開業率・廃業率を10%台に引き上げるために、3年間の創業スクール委託事業をもとに、創業支援機関の自由度を高め、質の高い創業スクールの全国的な拡大を図るとともに、潜在的創業者にアプローチする注目度の高いイベントを開催し、全国的な創業機運の醸成を目指すべく管理事務局を公募する。

2. 事業概要

① 全体像

国（経済産業局を含む）は公募により事業の管理事務局を選定する。管理事務局は、全国の創業希望者の掘り起こし等を目的とするセミナーや定期的座学研修等（以下「創業スクール等」という。）を募集し、一定の基準を満たす創業スクール等（以下「認定創業スクール」とい

う。)を認定する。認定創業スクールを実施する団体は、認定時において、地域プラットフォームに属する支援機関又は産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援事業計画に位置づけられた創業支援事業者等とする。

加えて、管理事務局は、国と協議の上、潜在的創業者の掘り起こしを目的とした効果的な広報を実施する。

事業の実施にあたっては、創業支援に携わる専門家を構成員とする委員会（以下「委員会」という）を設置し、国と協議の上、管理事務局が提案する創業スクール等の認定基準をベースに、同委員会において協議した内容を取りまとめる。

また、委員会と協議の上、創業に必要な知識をまとめたテキストを作成し、認定創業スクールに無料で配布、公開する。

さらに、全国各地で行われている創業希望者等を対象とするビジネスプランコンテスト等を募集し、募集要件を満たすビジネスプランコンテスト（以下「連携コンテスト」という。）と広報活動等において連携を行う。

その上で、認定創業スクール及び連携コンテストが推薦する優良なビジネスプランを集めたビジネスプランコンテスト「第5回全国創業スクール選手権」を実施する。

同時に、創業者を支援する団体・民間企業によるPRブースを設置することで各機関の横のつながりを創出する取組や創業機運を醸成する取組を行う「創業フェス」（創業フェスの具体的な内容については国と協議により決定する。）を同日に開催する。

さらに、管理事務局がこれら認定創業スクール及び連携コンテストを一体的に検索できる検索サイト（以下「事務局サイト」という。）を創設し、創業希望者が認定創業スクール及び連携コンテストを簡易に検索できるシステムを構築するとともに、当該検索サイトにおいて広報活動を行う等、潜在的創業者の掘り起こしに繋がる取組を行う。

また、優秀なビジネスプラン、認定創業スクール及び連携コンテストの事例集を作成するなど、事業を効果的かつ円滑に実施するための事務を担う。

② 認定創業スクールについて

認定創業スクールは、スクール一般基準を満たし、さらにスクール追加基準を2つ満たす創業スクール等であって、委員会において承認された創業スクール等を指す。なお、スクール一般基準及びスクール追加基準については、国と管理事務局で協議の上、原案を作成するものとする。

【スクール一般基準】（例）

- ・実施期間が、概ね1ヶ月以上かつ4日間以上の開催である。
- ・「経営」・「財務・会計」・「販路開拓・マーケティング」・「ビジネスプラン作成」の知識が全て得られる。
- ・地方自治体・商工会議所・商工会・金融機関等の関係機関と連携して広報活動を行う。
- ・事業申請書に、開催予定日、時間、場所、カリキュラム内容、広報による集客計画、講師・スクールの支援実績が記載されており有効な内容となっている。
- ・スクール修了後もスクール受講生と創業に向けての個別相談や実施主体が関係するイベント等への参加提案等のフォローアップを行う。

【スクール追加基準】(例)

- ・優れた創業スクール等を表彰する、「創業スクール10選」に過去選出されたことがある。
- ・創業スクール選手権のファイナリストを輩出したことがある。
- ・受講生同士の交流や受講生の学びやつながりを深めるワークショップ等が組まれている。
- ・地域での創業者増加に向けて地域との連携や講師選定の工夫がされている。
- ・地域での創業者増加に繋げるためのカリキュラムである(地元創業者の体験談をカリキュラムに取り入れる等)。
- ・地域の特性や実施主体の強みを生かした計画である。
- ・創業支援に関して多大な実績がある講師を選定している
- ・働きながらの受講生に配慮し、開催日時、会場の利便性・広さ等に工夫が見られる。(休日開催、託児所の開設等)
- ・地域メディアや地域のビジネスプランコンテストとの連携等、地域支援機関と連携した計画である。(地域情報紙への広告掲載等)

③ 連携コンテストについて

連携コンテストは、全国各地で開催されているビジネスプランコンテスト等のうち、コンテスト基準例を参考に、国と協議のうえ、管理事務局において設定した基準を満たし、公募に応じたビジネスプランコンテスト等とする。

また、連携コンテストは、連携コンテスト内において以下の選定基準の観点から特に優秀であると認められた者を、第5回創業スクール選手権へ出場するべく管理事務局へ推薦するものとする。

【コンテスト基準例】

- ・平成29年12月1日から平成30年11月30日の間にファイナルイベントの開催が終了しているビジネスプランコンテスト

- である。
- ・創業1年未満（創業前含む）、かつ、当該ビジネスプランコンテスト以外のビジネスプランコンテストへ応募が無いビジネスプランを、第5回全国創業スクール選手権に推薦できるビジネスプランコンテストである。
 - ・少なくとも15件程度のビジネスプランの応募があった又は応募があることが見込まれるビジネスプランコンテストである。
 - ・日本国内で創業することを想定したビジネスプランコンテストである。

【ビジネスプラン選定基準例】

- ・地域における創業のロールモデルと成り得ること
- ・事業の妥当性・実現性が高いこと
- ・新規性及び優位性が見られること
- ・地域経済、雇用への波及効果が見込めること
- ・公序良俗に反する事業ではないこと

Ⅱ. 委託する業務の内容

本事業を円滑に実施するため、以下の業務について、本公募要領により委託先を公募する。

1. 委託業務の概要

(1) 創業スクール等の公募・認定事務

創業スクール等を募集するための公募要領及び実施要領を作成し、ホームページ等による公募及びその受付を行う。また、全国において認定創業スクールが開催できるよう、委員会による審査を踏まえて創業スクール等を選定し、創業スクール等の認定等に係る事務を行う。なお、公募の回数については、原則2次公募までの実施を予定し、100程度の創業スクール等を認定することとする。

※1次公募は平成30年4月開始予定。

(2) テキストの策定・無料公開

管理事務局が公募時に提案したテキスト案をベースにし、委員会と協議のうえ、テキストを策定する。

さらに、事務局サイトにおいてテキストを無料公開し、創業支援機関が利用できるように整備する。

(3) 事業全体の進捗管理及び事業効果の測定

認定創業スクールに対する説明会等を通じて、認定創業スクールの適切な執行体制を構築すること。

また、認定創業スクール修了後に受講者に対し、事業効果が算出可

能なアンケートを作成し、集計した内容を報告書にまとめ国へ報告すること。その際、個人情報等について適切な保護措置を講ずるものとする。

(4) 追跡調査の実施

平成26年度から平成28年度にかけて地域創業促進支援事業により実施された創業スクールの実施主体及び受講者及び平成29年度における認定創業スクール実施主体及び受講者に対して、その後の創業の有無やフォローアップについて調査を行う。

(5) 事業の広報

国と協議の上、実施する全国的な創業イベントの広報効果を最大限高める観点から、地方経済産業局経由で、全国の創業支援計画の認定市区町村を通じて、認定市区町村等で開催している創業スクール等の創業希望者に対する当該キャンペーンの周知を徹底する。

さらに実施する全国的な創業イベントを盛り上げるため、地方新聞、ネットメディア等を積極的に活用するとともに、連携コンテストと協力し相乗効果が期待できる広報活動を実施すること。なお、方法については、国と事前に協議の上、決定すること。

(6) 全国的な創業イベントの実施

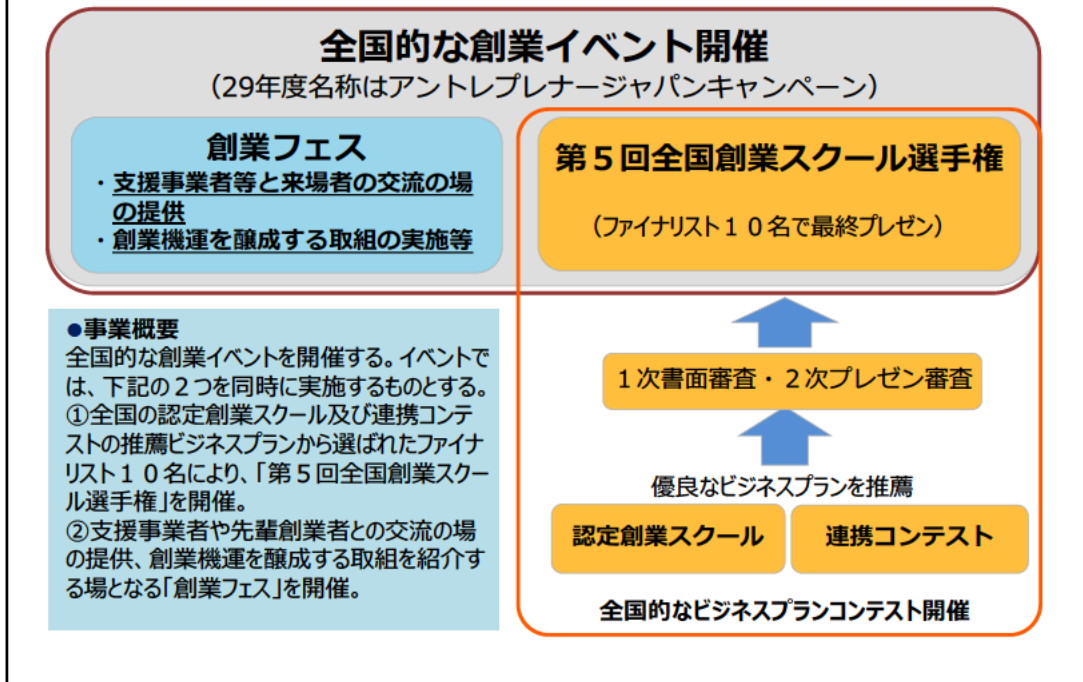
認定創業スクール受講者が作成したビジネスプランのうち、当該認定創業スクールが推薦する優良なビジネスプラン及び連携コンテストが推薦する優良なビジネスプランを集め、第5回全国創業スクール選手権を開催すること。

また、第5回全国創業スクール選手権と同時に、創業者を支援する団体・民間企業によるPRブースを設置し、各機関の横のつながりを創出する場の提供や創業機運を醸成する取組を実施すること。(平成29年度においては、創業イベント「アントレプレナージャパンキャンペーン」において創業フェスを実施し、パラレルキャリア賞・創業機運醸成賞を創設した。)

(7) 認定創業スクール及び連携コンテストとの連携・協力

本事業を円滑に実施するため、認定した創業スクール等及び連携コンテストの主催者と連携・協力を図るものとする。なお、具体的な連携方法等については、国と協議の上で決定するものとする。

全国的な創業イベントに関する事業スキーム



Ⅲ.

応募資格及び要件

事業申請書を提出できるのは、次の要件を満たす法人とする。

- (1) 複数の常設的な事務所を設けるなど、国及び全国の実施主体と密接な連携がとれる体制を確保できること。
- (2) その他
 - ①本事業に関する委託契約を国との間で直接締結できる機関であること。
 - ②国が提示した委託契約書に合意すること。

Ⅳ. 委託先の選定

1. 選定プロセス等

国において、本公募に係る管理事務局の審査を行う審査委員会を開催し、以下の選定基準に基づき、委託先を決定する。

2. 選定方法

委託先は、上記Ⅲの要件を満たす機関から提出された事業申請書、添付資料について、選定基準に基づき審査を行うとともに、申請内容を相対的に評価した上で決定する。

なお、応募締め切り後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施することがある。また、この際、追加資料の提出を求める場合がある。

3. 選定基準

委託先の選定は、以下の選定基準に基づいて行う。

- (1) 委託業務に関する申請書及び提出書類の内容が施策の意図と合致していること。
- (2) 委託業務に関する申請書及び提出書類にある事業の実施方法、内容等が優れており、適切かつ効率的な事業実施が行われるものであること。
- (3) 委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、組織、人員、資金及び設備等を有すること。

【提出書類に記載する事項】

- ・ 創業スクール等及びビジネスプランコンテストの募集から認定に関する具体的手法
- ・ 委員会に参画する専門家の謝金及び旅費に係る請求から確認、支払までの具体的手法
- ・ 事務局サイトの作成及び広報管理業務に関する具体的な方法
- ・ 認定創業スクールの受講者に対するアンケート調査の内容・集計方法及び当該報告書等の国への提供方法
- ・ 本事業の実施に当たって入手される個人情報や企業情報等の秘匿すべき情報の管理方法
- ・ 本委託業務に類似した業務に係る過去の実績（事務局業務の実績、創業支援事業の実施など）

4. 採択予定数

1 機関とする。

V. 契約

1. 委託契約の締結

採択された機関と国との間で委託契約を締結することとする（採択決定後、契約条件の協議が整い次第、速やかに委託契約を締結する予定。）。ただし、申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、採択の取り消し、又は契約解除等を行う場合がある。

なお、本委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、国の承認を必要とし、本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。

2. 委託事業の契約期間

委託契約期間は単年度とし、具体的な契約期間は原則として契約書に定める事業開始日から、平成31年3月29日とする。

3. 委託事業規模

事業規模は70,000千円（一般管理費、消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、採択機関決定後の契約金額は、各支出項目等について検証・審

査を行った上で決定するため、必ずしも事業申請書の金額と一致するものではない。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないことがある。

4. 委託費の支払い

委託業務完了の日の翌日から30日以内又は平成31年4月10日までのいずれか早い日までに委託業務についての実績報告書を提出すること。国はこれを受けて検査を行い、内容に問題がなければ費用（原則として、委託契約期間内に支払が完了しているものを対象とする。）の支払いを行う。支払いは原則として精算払いとする。ただし、受託者の財務状況により、関係機関との協議が整い次第概算払いが行える場合がある。

なお、予算執行上、全ての支払いには領収書等の証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか審査し、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いを行わない。厳格な経理処理が必要となることを前提として、申請すること。

5. 委託費の内容

委託業務の遂行に必要と認められる経費は別紙1のとおり。

VI. 応募要領

1. 公募期間等スケジュール

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ①公募開始 | 平成30年2月21日（水） |
| ②公募説明会 | 平成30年2月27日（火）16：30～ |
| ③公募締切 | 平成30年3月19日（月）（12時必着） |
| ④審査結果の連絡 | 平成30年3月26日（月）以降 |
| ⑤契約、事業開始予定 | 平成30年4月2日（月）以降
（予算成立が前提） |

2. 応募予定

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに国（Ⅶ. 問い合わせ先参照）へ郵送又は持参すること。また、宛先面に「平成30年度潜在的創業者掘り起こし事業に係る事業申請書在中」と朱書きで記入すること。提出書類は、日本語で作成の上、A4片面印刷で、複数枚にわたる様式ではページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所止めること。提出された書類に不備がある場合は、受理しない。

（提出書類と提出部数）

- ① 事業申請書（別紙、様式1～3）・・・正本1部＋写し2部
- ② 定款（寄附行為）・・・1部
- ③ 過去2年間の貸借対照表、損益計算書（収支決算書）・・・各1部

④ パンフレットその他機関の概要が分かる資料・・・1部

※必要に応じて企画提案の内容が分かる書類（様式不問）を添付すること。

3. 審査結果の通知

採択、不採択の結果については、書面で通知するものとし、採択、不採択についての問い合わせには対応しない。

VII. 問い合わせ先

経済産業省 中小企業庁 創業・新事業促進課 荒木、金子

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話：03-3501-1767

E-mail：chuki-sougyo@meti.go.jp

VIII. その他

(1) 提出された事業申請書及び添付書類は返却しない。ただし、機密保持には十分配慮するものとする。

なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となる。

(2) 事業申請書等の作成費は経費に含まれない。また、採択の正否を問わず、事業申請書の作成費用は支給しない。

(3) 本事業は、平成30年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、落札（採択）予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札（採択）者とするものとする。

潜在的創業者掘り起こし事業の実施に関する経費支出基準

潜在的創業者掘り起こし事業を実施するために必要な経費。

1. 事務局経費

(1) 本事業を実施するのに必要な事務局経費。具体的には以下のとおり。

- ① 職員人件費
- ② 職員旅費
- ③ 委員等謝金
- ④ 委員等旅費
- ⑤ 会議費
- ⑥ 雑役務費
- ⑦ 資料作成費
- ⑧ 広報費
- ⑨ その他諸経費

(2) 一般管理費(上記経費の10%以内)

2. 消費税及び地方消費税

上記経費の8%